

議案第74号

甲府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
甲府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月9日提出

甲府市長 樋口 雄一

甲府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

甲府市後期高齢者医療に関する条例（平成20年3月条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した山梨県後期高齢者医療制度の被保険者等に係る傷病手当金の支給について市が行う事務）

- 4 広域連合条例附則第6条に規定する傷病手当金が支給される間、第2条に規定する事務に加え、当該傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付の事務を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に関し本市が行う事務を定めるについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。